

きれいな水を次の世代へ

令和7年度版生活排水特集号
令和7年8月20日発行

■編集・発行
四日市市上下水道局 生活排水課
■問い合わせ
(下 水)059-354-8221
(浄化槽)059-354-8402
〒510-0076 四日市市堀本一丁目3番18号
https://www.city.yokkaichi.mie.jp/new_water/

あなたの家ではどのような方法で、排水を処理していますか？

Q 公共下水道に接続していますか？

はいいいえ
(はい/いいえ)をクリック

2か月に一度、水道料金と一緒に下水道使用料金の請求がありますか？

はいいいえ
(はい/いいえ)をクリック

農業集落排水事業またはコミュニティ・プラント事業にご加入されていますか？

はいいいえ
(はい/いいえ)をクリック

ご家庭のトイレは水洗トイレですか？

はいいいえ
(はい/いいえ)をクリック

トイレだけでなく、台所・お風呂・洗面所の水も敷地内で処理して排水していますか？

はいいいえ
(はい/いいえ)をクリック

公共下水道農業集落排水コミュニティ・プラント合併浄化槽単独浄化槽汲み取り式トイレ

各しずくの色のページをご覧ください

下水道供用開始区域内(裏面図の青色範囲)にお住まいの方は5-6ページ下水道が整備されたら接続を!!もご覧ください。

1

生活で使った水をきれいにして川や海へ…

水の循環

私たちは、地球を循環している水の一部を利用して、毎日の炊事や洗濯等をしています。生活で使った水(生活排水)は、下水処理場等や合併浄化槽できれいな水にして、川や海に還しています。処理せずに流すと川や海が汚れてしまいます。

水の循環

海や地上から蒸発した水は雲をつくって雨に

地下に滲透

地表を流れ川へ

農業集落排水

コミュニティ・プラント

生活排水処理施設できれいな水は川、海へ

下水処理場

合併浄化槽

公共下水道

水の循環

～皆様の家庭生活排水を下水処理場に届けるため～

下水道が整備された地域の皆様は、接続工事へのご協力をお願いします。

地域住民の皆様、下水道の設計業者及び施工業者の協力をいただき、四日市市内の下水道整備を実施することで、公衆衛生の向上に繋がっております。

工事の流れ

下水道計画・設計

工事説明会

下水道工事

維持管理

上下水道局

上下水道局

上下水道局

設計コンサルタント

上下水道局

施工業者(工事施工)

施工業者(維持管理)

地域の環境を良くするため、また、川や海をまもるために

下水道がある場合は、下水道への接続をお願いします。

※合併浄化槽を使用の方でも公共下水道が使用できる区域の場合は、下水道への接続が必要です。

公共下水道が使用できる区域(=下水道供用開始区域)は裏面及び上下水道局HPで確認できます。

下水道がない場合は、合併浄化槽の設置をお願いします。

※合併浄化槽の設置や維持管理に対して補助金制度があります。詳細は8ページ「緑色」をご覧ください。

2

合併浄化槽単独浄化槽汲み取り式トイレ

下水道が整備されたら接続を!!

下水道供用開始区域内(裏面図の青色範囲)の方は、下水道法で公共下水道へ接続することが義務付けられています。

浄化槽を利用している方

下水道法第10条で、公共下水道の供用が開始された場合、遅滞なく公共下水道に接続させるように規定されており、四日市市では要綱で1年以内と定めています。

汲み取り式トイレを利用している方

下水道法第11条の3で、公共下水道の供用が開始された日から3年以内に水洗便所に改造し、公共下水道に接続させるように規定されています。

下水道供用開始区域内で未接続の方については、すみやかに接続して下さい

接続工事については、四日市市指定の排水設備工事業者にご依頼ください。該当する工事業者の一覧は右の二次元コードよりご覧いただけます。

下水道工事を予定している区域(裏面図の黄色範囲)の方へ

水洗化工事をすみやかにへるよう、接続工事に必要な費用を事前に準備ください。

下水道法を順守していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

5

公共下水道への接続への補助制度のご案内

公共下水道への接続にあたっては、さまざまな補助制度をご用意していますので、ご活用いただき、公共下水道への早期接続にご協力ください。

※事前に申請を行う必要があるため、必ず接続工事着手前に生活排水課へご相談ください。

戸建て住宅の下水道接続工事の場合

公共下水道接続促進補助金(市民税非課税世帯補助金)

市民税非課税世帯を対象に公共下水道への接続工事費の一部を補助します。

〔補助対象者〕世帯全員の市民税が非課税

〔補助の条件〕下水道供用開始区域の公示から3年以内
共同住宅でない建物など

〔補助金の額〕公共下水道への接続工事費の2分の1

水洗便所改造資金融資あっせん利子助成制度

下水道供用開始区域内の家屋(新築、増築、事業用、共同住宅を除く)の公共下水道への接続工事費の融資を金融機関にあっせんし、その利息に相当する金額を助成します。

〔融資あっせんの条件〕下水道供用開始区域の公示から3年以内、融資額100万円以内など

水洗化工事費積立奨励金制度

下水道接続工事費用を積立預貯金していただき、すみやかに接続を行った方に奨励金を交付します。(積立開始の申請が必要です)

〔交付の条件〕事業計画区域内の下水道工事が予定されている区域および供用開始後1年以内の区域にある建物(新築、増築および共同住宅を除く)
下水道供用開始区域の公示から3年以内

〔奨励金の額〕接続工事費と積立預貯金の残高のうち、低い金額を対象に、積立開始年月から接続工事が完了した年月までの期間の積立月数に応じて算出(上限額5万円)

アパートやマンションなどの下水道接続工事の場合

共同住宅排水管設置費補助金

アパートやマンションなどの共同住宅の公共下水道への接続工事費用の一部を補助します。

〔補助の条件〕下水道供用開始区域の公示から3年以内

〔補助金の額〕敷地内に設置する配管延長(※)から5.0mを差し引いた配管延長に補助単価を乗じた額

※全戸の排水が合流した箇所からの配管延長

〔補助の単価〕舗装あり→14,000(円/㎡) 舗装なし→11,000(円/㎡)

【お問い合わせ先】生活排水課 水洗化普及係(TEL:059-354-8221)

6

公共下水道農業集落排水コミュニティ・プラント

下水道の施設を大切に使いましょう

《市民のみなさまへお願い》

下水道に油を流さないようにしましょう

下水道に油を流すと

管の中で、油が冷えて付着し固まります。固まった油で下水道が詰まり、宅内や道路で下水がふれ出す原因になります。

一般家庭のみなさまへ

下水道の詰まりや害虫の発生原因になる、ゴミや油は、台所の排水口に流さないようにご協力をお願いします。

お願い

油は、使い切る・吸い取る・拭き取るなどして排水口に流さないようにしましょう。

使い切る

残った油は熱いうちに器に移し、炒め物などで使い切る。

吸い取る

古い油は、新聞紙などで吸い取るか、油を固める製品を使い、燃えるゴミとして出す。

拭き取る

鍋や皿についた油汚れは拭き取ってから洗う。

飲食店・料理店・コンビニエンスストア等のみなさまへ

油の使用量が多い飲食店等は、グリストラップ(排水中の油を分離・貯留する装置)を設置するなど、直接下水道に油を流さないように協力をお願いします。

多量の油を捨てる場合は、下水道に排水しないので廃棄物として適正に処分してください。

厨房などからの排水

バスケットで残飯や生ゴミを取り除く

油脂の少ない水を下水道へ

水と油脂分を分離グリストラップ

3

公共下水道農業集落排水コミュニティ・プラント

排水管が流れない時は？

トイレなどが詰まって流れない!そんな時はどうしたらいいの？

公設汚水ます

下水道管(汚水管)

みなさんが管理する範囲

上下水道局が管理する範囲

A 家の敷地内での排水管のトラブルは、みなさんの費用で修理していただく必要があるよ。

家の敷地内での排水管の修繕などは、四日市市が指定している排水設備工事業者へ依頼してね。

連絡先

●平日(8:30～17:15) AKC・NJS共同企業体(委託業者)
TEL: 059-340-0103

●夜間・休日 上下水道局 夜間・休日受付
TEL: 059-351-1211

※委託業者のAKC・NJS共同企業体が現場調査から作業まで対応します

※指定業者一覧は右の二次元コードからご覧ください

Topic! 災害時の下水道の利用について

大規模な災害の発生時には、一時的に下水道の利用ができません。その様なことも想定されます。その様な状況への対応については、ホームページ等にて、運営案内をさせていただきます。

Q 大雨のとき、トイレなどからゴボゴボと音がするけど大丈夫?

A 排水管に雨水が侵入して、トイレなどが流れにくくなっているよ。こんなときは排水を流さないようにしましょう。

豆知識 「水のう」で逆流防止

ゴミ袋など大きなビニール袋に水を入れた水のうを置くと、逆流を抑える効果があるよ。

排水管の洗浄について

上下水道局では清掃業者の訪問による営業などは一切指示していません。訪問営業があったときは次のことに気を付けてください。

●必要がなければ、はっきりと断る。 ●勝手に作業をさせない。

●契約をせまられても、その場で契約しないで、まずは家族や知り合いに相談する。

4

合併浄化槽単独浄化槽汲み取り式トイレ

生活で使っている水を浄化槽できれいな水に

合併浄化槽の設置を応援します

合併浄化槽は公共下水、農業集落排水、コミュニティ・プラントの汚水処理区域外の区域で設置され、トイレや生活排水を、きれいな水に処理して川などに流すための装置です。

四日市市では、環境に優しい合併浄化槽への転換を推進しています。

合併浄化槽の維持管理を応援します

浄化槽を使用している方は、以下の3つのことを毎年行ってください。(浄化槽法により義務付けられています。)ただし、「使用休止届出書」を提出している浄化槽は除きます。

保守点検

上下水道局に登録をしている保守点検業者に依頼し、浄化槽の点検、装置の調整・修理、消毒剤の補充などをお願いします。

清掃

市の許可を受けた清掃事業者に依頼し、浄化槽内にたまった汚泥の除去と清掃をお願いします。

法定検査

浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽が正しく動いているか、水質に問題がないかを検査します。

(一財)三重県水質検査センター(TEL:059-213-0707)に依頼してください。

検査料は4,100円です(20人槽以下)。

※年間1回の受検が義務付けられています。

浄化槽を長期使用しない場合や使用を廃止する場合は、「使用休止届出書」や「使用廃止届出書」をご提出ください。

合併浄化槽の設置、維持管理への補助制度のご案内

合併浄化槽設置補助金

住宅に新しく合併浄化槽を設置される方への補助制度です。

※事前に申請を行う必要があるため、浄化槽の設置工事を行う前に必ず生活排水課へご相談ください。

高齢者の非課税世帯

新築補助額(新築・改築・増築)

転換補助額(単独浄化槽または汲み取り式トイレからの転換)

5人槽

180,000円

540,000円

594,000円

6～7人槽

231,000円

642,000円

706,000円

8～50人槽

292,000円

765,000円

841,000円

高齢者(65歳以上)のみでお住まいで、かつ、市民税非課税世帯の方へ

世帯全員の住民票および課税証明書などの提出が必要のため、ご利用の際は生活排水課へご相談ください。

合併浄化槽維持管理補助金

住宅の合併浄化槽を適正に維持管理されている方への補助制度です。

(一財)三重県水質検査センターによる法定検査(第11条)の結果が「適正」または「おおむね適正」となった合併浄化槽を使用中の方への補助制度です。

※1 単独浄化槽は対象外

※2 下水道供用開始区域内は対象外

※3 法定検査(第7条)は対象外

※4 上記以外にも条件がありますので詳細についてはご相談ください

補助額

5～6人槽

16,000円

7～9人槽

18,000円

10～50人槽

22,000円

【お問い合わせ先】生活排水課 浄化槽指導係(TEL:059-354-8402)

5

3

4

7

8